

低濃度 P C B 含有電気機器把握支援補助の概要

道では、低濃度 P C B 廃棄物等の実態把握を促進し、低濃度 P C B 廃棄物等の処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与することを目的として、平成 29 年度から電気機器の P C B 濃度分析の補助事業を実施しています。

概要は次のとおりですが、**申請にあたっては必ず補助要綱等※を確認**してください。

※ 補助要綱等は北海道の H P (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm) をご覧ください。

補助対象者

- ・ 北海道内の事業所等で低濃度 P C B 含有電気機器を保有する個人
- ・ 中小企業者等 ・ 中小規模市町村 （一定要件を満たす者）

補助率等

- ・ P C B 濃度分析に要する経費の 1 / 2 （補助金の上限額：1 台あたり 15,000 円）

補助対象電気機器

- 絶縁油の交換・注入ができるもの
（例：変圧器）



- ・ 平成 5 年以前に製造されたもの
- ・ 平成 6 年以降に製造されたもので絶縁油の入替が行われているもの

- 絶縁油の交換・注入ができないもの
（例：コンデンサー）



- ・ 平成 2 年以前に製造されたもの
（安定器及び安定器を解体したものを除く）

分析実施前の確認事項（濃度分析の必要性の確認）

- 分析実施前の製造者への確認等（製造者の H P から確認可能な場合が多い）
（銘板情報や製造者への確認により、分析を行わなくても絶縁油中の P C B 濃度が 0.5mg/kg 以下であることを確認できるものは補助対象外）

申請について

- 申請方法 ※ 申請に必要な書類の一覧を H P に掲載しています。
- ・ 申請書提出期限までに分析を実施し、分析結果及び支払完了をもって申請してください。**【提出期限に注意】**
（令和 5 年 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業を対象とします）
- ※ 提出期限間近の分析は、分析結果の報告が提出期限に間に合わない可能性があります。
申請を予定されている場合は、早めに分析を実施されるようお願いします。
- * 補助金は予算の範囲内で交付しますので、申請いただいた全ての方に交付されない場合があります。

申請書提出先等

- 提出先
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課大気環境係
（Tel：011-231-4111 内線 24-327）
- 提出期限
- ・ 一次締切：令和 5 年（2023 年）9 月 29 日（当日消印有効）
- ・ 二次締切：令和 6 年（2024 年）2 月 22 日（当日消印有効）

補助対象者の要件の概要

● 個人（次のいずれかに該当）

- ・ 法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人
- ・ 上欄以外の理由で保管することとなった個人（中小企業等を除く。）

● 中小企業等

① 中小企業者

右表に掲げる業種毎に定める資本金若しくは出資の総額又は従業員数のいずれかに該当する法人又は個人（大企業の支配関係にあるものを除く。）

② 中小企業団体

中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体

③ 中小組合又は連合会

特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者に該当する者（②を除く。）

④ 中小法人

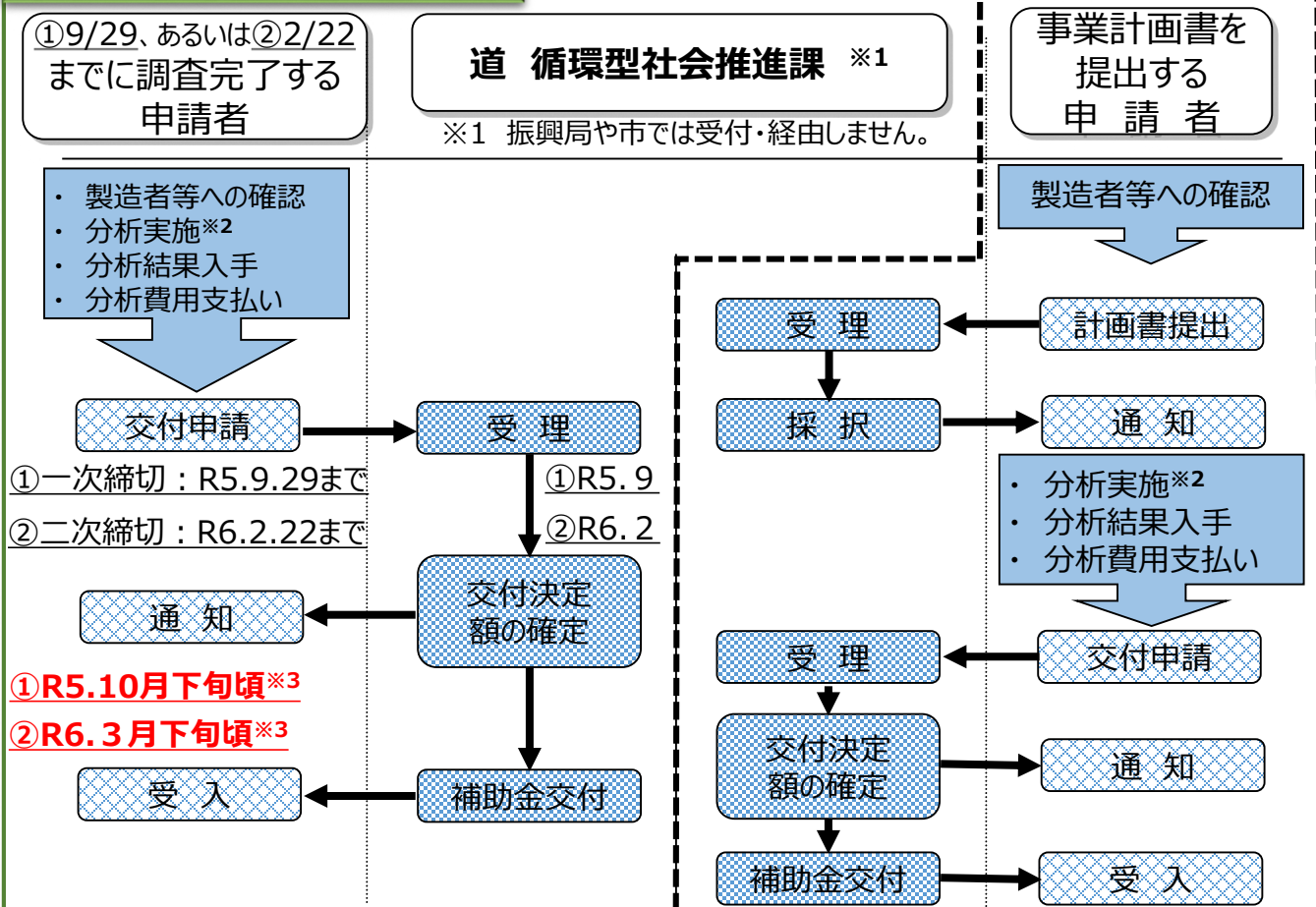
従業員が100人以下である法人（①から③又は市町村を除く。）

主たる業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

● 中小規模市町村（次のいずれかに該当）

- ・ 職員数※が100人以下 ※申請直近年度の地方公共団体定員管理調査（総務省）における調査対象職員
- ・ 申請直近年度以前の3カ年の財政力指数の平均値が0.2以下

補助手続の流れ



※2 令和5年4月1日以後に絶縁油中のP C B濃度分析に着手している事業が申請対象

※3 一次締切までに申請した方には令和5年10月下旬頃、
一次締切後から二次締切までに申請した方には令和6年3月下旬頃に補助金を交付いたします。